

石狩東部広域水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 8 年 3 月 16 日

石狩東部広域水道企業団

企業長 原 田 裕

石狩東部広域水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、石狩東部広域水道企業団企業長が策定する特定事業主行動計画である。なお、本計画は令和 3 年度から令和 7 年度までを対象期間とした現行計画から引き続く第 3 期の計画となる。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当企業団では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課を担当部署として、本計画の計画策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、検討・協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、当企業団において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、当企業団における女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 職員に占める女性職員の割合の向上

令和 12 年度までに採用試験の受験者総数に占める女性割合を、事務職の場合は 30%以上、技術職の場合は 10%以上とする。

(2) ワークライフバランスの向上

令和 12 年度までに、年次有給休暇を 50%以上取得する職員の割合を 70%以上とする。

(3) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

令和 12 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇について、5 日間以上の休暇取得率を 100%とする。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

上記 3. で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 職員に占める女性職員の割合の向上

採用情報について、近隣大学・ハローワーク等の機関に対して、女性求職者への情報提供依頼、またインターネット等の広報媒体を活用し、広範に情報提供を行い、女性受験者の増加を目指す。

また出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて柔軟な人事プランの作成、育児休業など仕事と家庭の両立支援制度を活用できる環境を整え、女性の継続就業のサポートを行う。

(2) ワークライフバランスの向上

年次有給休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図るとともに、休暇予定表の作成等により職員の業務分担を行うなど、ワークライフバランスの推進に資するような効率的な業務運営を実施し、休暇を取りやすい職場環境の構築を目指す。

(3) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

配偶者出産休暇、育児参加のための休暇及び年次有給休暇の取得の促進を図るため、父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、休暇を取りやすい職場環境の構築を目指す。